

49 ギリシャ法における外国国家に対する強制執行

コスタス・ベイス

親愛なる同僚ペーター・シュロツサー教授に対して、その70歳の誕生日を記念し、これまでの厚情と同業者としての畏敬の念を込めて本稿を捧げる。ペーター・シュロツサーは、7年前私を講演会に招いた際に、ドイツの訴訟法解釈学の中でギリシャに受け入れられないものは何かについて話をするよう提案された。当時私はその話をしたのであるが⁽¹⁾、それを縁起として本稿では、私がギリシャの民事訴訟についてもっとも納得がいかないことについて述べてみようと思う。

I

1 国家の相互関係において、外交上の圧力的方法のほうが、国際法のルールよりも大きい比重を有する場合、弱小国家は、強制執行の方法によって大国に対して権利貫徹をするかどうかを政治的考慮に係らしめようとする傾向がある。このことは、ギリシャ民事訴訟法典923条において表明されている。同条によれば、外国国家に対する強制執行は、司法大臣による事前の許可がなければ許されない。1968年のギリシャ民事訴訟法典の施行以前でも外国国家に対する強制執行のためには司法大臣の許可が必要であったが⁽²⁾、この許可は一度たりとも与えられたことはなかった。

(1) *K. Beys, Was die hellenischen rechtlichen Vorstellungen am deutschen prozessualen Dogma nicht akzeptieren; Festschrift für J. Triantaphylopoulos, 2000 S. 525 ff. Prozessuales Denken aus Attika, 2000 S. 152 ff.*

(2) *Gesetzesvertretende Verordnung vom 30./31. Dezember 1925; Notgesetz 1519/1938.*

2 ギリシャ民法923条に基づいて外国国家に対する強制執行を許可するかどうかについての司法大臣の裁量は、当初は、当該国家が国際慣習法に従い主権的行為から生じる債務について認められる国家免除を享受する事案か否かに拘わらなかった⁽³⁾。

3 そのほかに、ギリシャ民法923条は、1961年4月18日の外交関係に関するウィーン条約⁽⁴⁾22条3項によって規定されている事案についても適用される。この規定によると、外国国家の外交代表部の施設に用いられる不動産、家具調度品、及びその他の物品、並びにその交通手段について差押えまたは強制執行は禁止されている。この条約の適用範囲においても、強制執行を許可することについての司法大臣の裁量の余地はない。

4 最後に、上述の司法大臣の裁量権の範囲には、外国国家に対する強制執行の矛先が重要な、従って差押え不可能な公的財産に向けられている事案は入っていない。この場合にも何らかの強制執行を許可することについて司法大臣の裁量の余地はない。

国家および公法人の公的財産と私的財産の区別、並びに後者の私的財産についての差押えの問題はギリシャ法の従来概念にとって新規なものなので、より詳しい説明が必要である。

数年前まで金銭請求権の満足のためにギリシャ国庫およびその他のギリシャの公法人に対してする強制執行は1952年の法2097号第8条によってそもそも禁止されていた。学説⁽⁵⁾および第一審裁判所の判例⁽⁶⁾からの働きかけにもかかわらず

(3) 詳細は、後述V 2. を参照。

(4) 本条約は、ギリシャにおいて1970年法施行規則503号によって批准された。

(5) 年代順参考文献：*I. Kontiades*, Der Anspruch auf Rechtsschutzgewährung durch die Gerichte nach Art. 119 der neuen Verfassung [ギリシャ語]; *Ephimeris Hellenon Nomikon* 36 [1968] 392 ff [395]. *G. Mitsopoulos*, Zivilprozeßrecht, A, 1972 S. 79 [ギリシャ語]; *J. Brinias*, Nomikon Bema 21 [1973] 1055 [ギリシャ語]; *K. Beys*, Anm. zum Urteil 9690/1978 des Einzelrichter-Gerichts Athen, *Dike* 10 [1979] 417 [418 f.]; *derselbe*, Einführung in das prozessuale Denken, 3. Aufl., 1981 § 2 S. 48 [ギリシャ語] im Gegensatz zu der 1. Aufl., 1973 S. 17, sowie zu seinem hl ZPGB-Kommentar, Art. 110 III 2 S. 56 von 1973.

らず、ギリシャ破産院（アレオパグ）の判例はこの差押禁止の合憲性およびヨーロッパ人権条約適合性を強く主張していた⁽⁷⁾。

ヨーロッパ人権委員会の1995年12月5日の決定⁽⁸⁾が国庫およびその他の公法人に対する差押を禁止するギリシャ法の立場を次のようにして初めて批判した。すなわち、この差押禁止は、確かに違憲とはいえないが、この差押禁止を理由にして債務の履行を拒絶することは公正手続（ヨーロッパ人権条約（EMRK）6条1項）および私有財産の無条件の享受（EMRK 附属議定書1条1項1号）に対する基本的権利を侵害する。

ヨーロッパ人権裁判所の見解も同様に⁽⁹⁾、当事者に対する効果的権利保護および法秩序の回復という基本原則は、国家に対して自国の最高裁判所の判例に従って行動する義務を発生させる、というものである。ヨーロッパ人権裁判所はその後、次のような判断をしてより詳しく述べている⁽¹⁰⁾。すなわち、ヨーロッパ人権条約の締約国の司法当局が一方当事者に有利で、かつ他方の当事者に不利な内容の確定判決の実効性を減殺するならば、裁判所へのアクセスを求める請求権は混迷する。したがって、執行手続は、EMRK 6条の意味における「訴訟」の不可分の構成要素として見なされなければならない。

さらに、1966年12月16日の市民的および政治的権利に関する国連国際規約（世界人権B規約）⁽¹¹⁾をギリシャは30年遅れて批准したが、この条約の2条3項Cにおいて、権限ある当局によるすべての判決の執行を保証する義務を締約国は引き受けている。

かくして、ギリシャの最上級の判例もまた、国庫およびその他の公法人の私的財産が強制執行に服するという見解を直ちに受け入れることになった⁽¹²⁾。

(6) Beispielsweise Einzelrichter-Gericht Athen 14602/1978 Dike 10 [1979] 419 ff mit zustim. Anm. von K. Beys [ギリシャ語].

(7) Beispielsweise Areopag 1309/1995 Dike 27 [1996] 260 mit ablehnenden Anm. von K. Choromidis und K. Beys [ギリシャ語].

(8) Dike 27 [1996] 1164.

(9) Urteil vom 19. März 1997 in dem Fall Homsby gegen Griechenland, Recueils des arrêts et décisions 1997 — II S. 510 f. § 40 ff.

(10) Im Urteil vom 12. Dezember 2002 in dem Fall Kalogeropoulos u. a. gegen Griechenland und Deutschland, Dike 34 [2003] 291 ff mit zustim. Anm. von K. Beys [ギリシャ語].

(11) Gesetz 2462/1997.

(12) Urteile des Plenums des Rechnungshofs vom 25. Mai 1998 (Dike

ギリシャ憲法の最近の改正に際しては、さらに憲法94条に追加して第4項として、国庫、地方自治体およびその他の公法人に対する裁判所の判決は法規に従い執行可能であることが明文中で確定された。最後に、2002年法3068号がその第4条において国家および公法人の私的財産に対する差押えを認可したが、しかし、公法関係に基づく債権、並びに特別の公共目的を直接満足させることに捧げられているものに対する私的債権は強制執行から免れている。

5 このような発展を経て、ギリシャでは、一見すると民訴法923条による司法大臣の事前許可という留保があるように映るが、外国国家の私的有体財産は差押え可能であると見なされている、とおそらく考えるべきだろう。ちなみに、この司法大臣の許可は、法律の文言によれば、外国国家の公法人に対する強制執行に関して要求されていない。

II

しかしながら、ギリシャ民訴法923条に基づく執行禁止の特性を考慮するならば、この禁止が、ギリシャ憲法20条1項、ヨーロッパ人権条約6条1項並びに国連の世界人権規約2条3項および14条に基づく効果的権利保護を求める基本権の作用としての確定給付判決に基づく強制執行を求める基本的権利と合致するのかどうかを検討しなければならない。

1 この問題について、ギリシャの破産院の大法廷は一致して次のような見解を表明してきた⁽¹³⁾。すなわち、確定給付判決の強制執行を求める基本権は以下の要件のもとで一般法による制約に服せしめることが可能である。

- (a) その制限が合法的目的を追求するものであること、
- (b) 効果的権利保護を求める権利の本質が侵害されないこと、
- (c) 比例原則に合致すること。

29 [1998] 1068 mit zustim. Anm. von *K. Beys*) und des Plenums des Areopags 17/2002 (Dike 33 [2002] 1178 mit zustim. Anm. von *K. Beys*) [双方ギリシャ語].

(13) Urteile 36 und 37/2002, Chronika Idiotikou Dikaiou 2 [2002] 803 und Helliniki Dikaiosyni 43 [2002] 1027 [ギリシャ語].

2 破毀院の一致した判例は、以下のような考察から、ギリシャ民法923条がこれらの要件を満たすと考えている。

(a) 外国国家に対する国際法上の執行免除が外国の私的財産に関するものであること。

(b) 外国国家の免除については二つの全く異なるものがあること、すなわち判決手続における提訴からの免除と、その他の、それとは別の執行免除があり、そのために、前者を誤って肯定するまたは否定することは後者の存在または不存在に影響を与えないこと。

(c) ギリシャは一般的に承認された国際慣習法に則り、平和、正義および他の民族および国家との友好関係の維持に努める義務を負うという、ギリシャ憲法2条2項の規定に鑑みると、敗訴の確定判決を下された国家との外交関係に支障を来さないことが優先されること。

(d) 最後に、以上の規制方法は、個人の財産権の自由享受について公益性のある場合にその侵害を認めるヨーロッパ人権条約附属議定書1条1項1号と合致していること。

(e) 執行許可の付与を司法大臣が拒絶することは裁判上保障される権利保護の効率性を害するものではないこと。なぜなら、判決の確定力は完全に維持され、また債務者の領土で執行を求めることができるからである。そして最後に、

(f) 個人の執行請求権のこのような制限は、外国国家との通常的外交関係を維持することが国民全体にとって有している意義に鑑みるならば、ギリシャ憲法25条1項の比例原則に反しない。

3 破毀院大法廷の以上の論拠はどの程度まで説得力があるだろうか。

(a) 過去の時代において、いわゆる絶対的国家免除が支配的であり、外国国家が負う債務もわずかにそのいわゆる主権的行為から生じる債務に限定されていた。そのために、外国国家がその（取引行為から生じる）私的債務に関して免除を享受するのかどうかはあきらかとは言えず、その結果、外国国家の私法上の債務の履行のため外国国家の私的財産に対して執行をするすべての場合において、ギリシャ民法923条にしたがい外国国家に対する強制執行についての司法大臣の許可にかからしめることは国際法上何ら根拠がない、という結論が論理的に引き出される。

(b) 平和と他の民族および国家との友好関係の発展の維持のために貢献するというは、事実、ギリシャ憲法に根ざす国家の任務であるが、しかしこの任務は正義を犠牲にして行われてはならない。なぜならこの二つの目的を追求することは外国国家に対する判決の執行力を犠牲にすることだけによって、正当化されるものでないからである。

(c) たしかに、被害を受ける者に対しヨーロッパ人権条約附属議定書1条1項1号に基づく完全補償の請求権が認められるのであれば、外国国家に対する強制執行を許可するという制約によってする司法大臣の拒絶は、私有財産の完全な享受についての基本権を何ら侵害するものではないだろう。しかしながら、このことは、それとは無関係の別の問題、すなわち、求められた行政上の許可を拒絶することが、ギリシャ憲法20条1項、ヨーロッパ人権条約6条1項および国連規約2条3項に基づく確定判決の強制執行を求める基本的権利を侵害するかどうか、という問題に対する十分な回答にはなっていない。

(d) ギリシャ憲法20条1項はギリシャの法秩序の適用範囲における効果的権利保護を定める。したがって、外国国家の法秩序の適用範囲において強制執行をすることになるかもしれないというだけでは、ギリシャの法秩序の範囲内において求められた強制執行を拒絶することを何ら正当化しない。なぜなら、ギリシャでも強制執行は固有の法規定に基づいて実行されるべきものだからである。それゆえに、司法大臣が管轄裁判所に対して外国国家に対する私的債権について裁判することを禁止することが憲法違反になるであろうことと同様に、外国国家が負う私法上の債務に関する強制執行の領域において司法大臣の許可を必要とすることは一同じ程度において一憲法違反である。

(e) 個人の私的利益を国家の一般的公益の背後に押しやることは、この私的利益が個人の基本権によって保護されるものではなく、また犠牲になる個人の利益に対して完全な補償が事前に給付されている、という場合に初めて、正当化される。

以上のような考えに基づくならば、我々は破毀院大法廷の論拠に従うことができない。

4 ヨーロッパ人権裁判所の2002年12月12日の判決も、カルゲロポウロスほか対ギリシャ・ドイツ政府事件において、破毀院と同様の論拠を示している。この事件において次のような立場が主張されている。すなわち、裁判所へのアクセスの基本権は絶対的ではなく、一定の制約に服する。その制約は、この基

本的権利がその性質からして国家的法制度を前提とし、またこの国家的法制度の範囲においては、この基本権を制約することは各締約国の裁量に委ねられている。ただし、その裁量によってこの基本権の本質が侵害されてはならず、またその制約は、国際法上承認されている国家免除の場合と同様に、合法的な例外の性質を有するものでなければならない。そのさいにヨーロッパ人権裁判所は1969年5月23日のウィーン条約31条3項3号Cを援用している。この規定によれば、本条約はそれ自体として抽象的に解釈することはできず、国際法の法規と連絡を取りかつ合致するように解釈しなければならない。

5 ヨーロッパ人権裁判所のこの判決の考え方は、残念ながら、国際法上保障された外国国家の執行免除が問題になる場合のみ説得力があるだけで、外国国家が、次の二つの事案のように執行免除を享受しない場合には、何ら説得力を有しない。

(a) 第一に、強制執行の実施のために申請された大臣の許可が、外国国家の取引行為 (*acta jure gestionis*) に基づく申請人の私法上の請求権の満足に関するものである場合。この場合には、当然、司法大臣が申請された執行許可を拒絶することによって、執行からの免除を得ることはできない。次に、

(b) 第二に、執行を受ける外国国家には債権者の請求権に関して提訴免除がないことがあらかじめかつ確定的に知らされており、このことがこの外国国家の執行免除もまた排除する場合である⁽¹⁴⁾。

6 それ以上に、ヨーロッパ人権裁判所の上記の判決は、次の問題に対して納得のいく回答を与えることができない。すなわち、外国国家の土地に対する強制執行であって、その土地は明らかにその外国国家の私的財産に属しており、たとえば駐車場として貸し出している更地の土地である場合であっても、外国国家に対して執行をすることについて大臣の許可を拒絶することはヨーロッパ人権条約6条1項に基づく裁判所への公正アクセスを求める債権者の基本的権利を侵害することにはならないのか、という問題である。

7 以上の検討を要約すると私見では次のような結論になる。

(a) 外国国家が執行免除を享受する限りにおいて、ギリシャ民法923条の

(14) 詳細は V 2 で文献を紹介し検討する。

規定は混乱の元であり、無用である。なぜなら、外国国家に対する強制執行の禁止は、国内の一般法の規定よりも優先する（ギリシャ憲法28条1項）慣習国際法の規範によって認められているからである。その結果、強制執行の許可に関する判断を接受国の司法大臣の裁量に委ねる余地は全く残っていない。

(b) それに対して、外国国家が執行免除を享受しない場合、執行を司法大臣の事前許可にかからしめることは、次に述べる二つの理由から憲法違反であり、また条約違反である。

第一に、それは効果的権利保護の基本権（ギリシャ憲法20条1項、ヨーロッパ人権条約6条1項、および1966年の国連規約2項3号および14条）を侵害する。

第二に、外国国家との良好な外交関係についてのギリシャの公益がもっぱら個人にのみ不利益を課す結果を招来させることは許されないのであって、そのような事前許可は比例原則（ギリシャ憲法25条1項）に矛盾する。なぜなら、公益の満足はギリシャの国民のために資するものでなくてはならず、全体が同様の負担を引き受ける場合にのみ、比例原則は維持されるからである。強制執行を実施する債権者に対して国家の側から事前の完全の補償が与えられないならば、比例原則の違反は明白である。強制執行を拒絶する場合にかかる補償は、1938年の緊急立法1519号2条によって明文をもって排除されていた。確かに、このようなことがギリシャ民訴法923条において復活したというわけではないが、債権者に対する補償を実体法上排除することは、上述の事案についていえば、ヨーロッパ人権条約附属議定書1条1項と合致しないと思われる。

III

1. 上述のように、他国の領域内で満足を受ける強制執行は、その国家の固有の法秩序の執行名義に基づくその国家の私法上の債務の履行のために（*acta jure gestionis* 取引行為）、債務者の私的財産に打撃を与える場合、国際法に基づく執行免除は認められない⁽¹⁵⁾。

かかる事案の場合に、外国国家に対する強制執行をギリシャ民訴法923条に基づく司法大臣の事前許可にかからしめることは合理的だと見ることもできるだろう、少なくとも一見するとそのように思えるし、またとくにこの外国の債

(15) *Rosenberg — Gaul — Schilken*, a. a. O. S. 389.

権者が債務者国家の国民であるならば、この外国の債権者の私的利益の追求のためにその外国国家とギリシャとの外交関係が、毀損されるという恐れがある場合にはなおさらである。

全体の利益のために個人の利益を犠牲にするという観念は、従来は常に特別の吸引力⁽¹⁶⁾を有するものであったし、今日でもなお完全には失われていないように思われる、しかも外国の債権者の利益が犠牲になるという場合にはなおさらそう考える傾向にある。外交関係を危殆化させないという国家の利益は明白なものだと言える。

2 それにもかかわらず、効果的権利保護の付与を求める基本権は当該国家の市民だけに付与されるものではない。外国人も「人間」であり、憲法および上述の条約によって保障される基本権を享受している。一般法規が公益を理由にしてこの基本権を侵害することはできないのであるが、一般法規が要求されたのとは異なる方法を用いて債権者の私的利益を満足させることは可能であると思われる。この意味において、金銭による補償の付与が優先され、そのためギリシャ民法923条の規定は説得的内容を失う。その結果つぎようになる。「司法大臣は、債権者に対する金銭補償が命じられ、かつ国家の名においてそれを承認する場合に限り、私法上の請求権の満足のために外国国家の私的財産に対する強制執行を拒絶することができる。」

IV

1938年法律1519号の緊急立法2条によれば、外国国家に対する強制執行の許可申請を拒絶する大臣の行政行為は取り消すことができなかった。このことは、ギリシャ民法923条には受け継がれなかった。債務国は、私法の領域で債務を負い、かつその債務国の私的財産の差押えが問題になっているという理由から、なんら執行免除を享受していないにもかかわらず、司法大臣が、執行許可を明白にまたは黙示的に拒絶する場合、債権者には次の二つの救済方法がある。すなわち、債権者は管轄する行政裁判所⁽¹⁷⁾において違法な行政行為の

(16) これに関して、ヨハネによる福音書18章14参照「ところでこの者が、一人の人が民のために死ぬことが好都合だとユダヤ人たちに勧めたカイアファスであった。」

(17) これは行政最高裁判所 (Symboulion Epikrateias) である。

取り消しを申し立てることができる、あるいはそうではなく強制執行を継続させ、債務者からの裁判上の異議申立（ギリシャ民法933条）のあった時点で、この強制執行の有効性の前提問題として大臣の行政行為の違法性を反論として主張することができる。

この反論が裁判所によって拒絶され、開始された強制執行が取り消されるならば、このことが、ギリシャ国家に対して損害賠償を求める債権者の金銭請求権を発生させる。

V

1 以上のような検討のきっかけを私に与えたのは、アテネにあるドイツのゲーテ・インスティテュート（ドイツ政府公認ドイツ語学校）とドイツ考古学研究所の各校舎の差押えというきわめて不幸な事件であった。確かにこれらの建物は、アテネにおけるドイツの外交代表部のために利用されるものではなく、その結果これらの建物は外交関係に関するウィーン条約22条3項による国際法上の執行禁止の要請には含まれないものであるが、しかし私見によればギリシャ民法966条がこの場合に適用される。同条は、公の、地域共同体の、または宗教上の目的に指定されている物について譲渡不可能として規定し、しかも法はそれらの目的が内国の公権力保持者のものによるのか、それとも外国の公権力保持者のものによるのかによって全く区別をしていない。文化的財産についての公益性は国籍を問わず存在する。またおそらくは、両機関、すなわちアテネのゲーテ・インスティテュートとドイツ考古学研究所は最高度の文化目的の振興に捧げられていることは疑いようがない。譲渡不可能物は差押えできないという考えは、国際法からは明らかにならないが、しかしおそらく国内法規から明らかになるだろう。したがって、アテネのゲーテ・インスティテュートとドイツ考古学研究所の校舎並びにその中の家財および調度品は強制執行に服さない⁽¹⁸⁾。

以上の理由から、このことに関連する争訟は、本来、ギリシャの裁判権から免除されるべきである。そうしなければ、裁判所は、異論が出されないとはとうてい言えない諸々の論拠の中をさまようことになる。

(18) *K. Beys*, Anm. zum Urteil des Senats des Areopag 301/2002 Dike 33 [2002] 1367 ff.

2 最初に、訴訟係属する事件においてドイツ連邦共和国の国家免除を確定的に拒絶することはその執行免除にも抵触するのか、という問題が提起された。

この問題について破毀院大法廷は次のような見解を主張した。すなわち、執行免除は、判決手続の免除とは全く異なるものなので、判決手続免除がすでに確定的に否定されたならば、執行免除を独立して検討しなければならない⁽¹⁹⁾。

この理由付けは間違っている。確かに、外国国家が判決手続の領域における免除を放棄することはその執行免除に影響を及ぼさないことはもったものであるが⁽²⁰⁾、しかしその理由は、たとえば破毀院の判決が意図するように、そこで相互に無関係な異なる免除が問題になっているからではなく、同一の免除が異なる二つの手続で問題になっているからである。そのため、ひとつの手続における免除の放棄がもう一つの別の手続における免除の放棄もまた必然的に意味することにはならない。

他方で、免除が考慮されず訴えられた外国国家に敗訴判決が下され確定していることはその後の執行手続において免除を主張することの妨げにはならないということは確かに正しいかもしれない。しかし、それは破毀院判決が考えていたのとは異なる理由からである。すなわち、再び、異なる二つの相互に無関係な免除が問題になっているから、という理由ではなく、裁判所の国際裁判権の欠如を見逃して言い渡された判決は法律（ギリシャ民訴法313条1項b）によって無効であり、そのために執行力を有しない、という理由である。

しかしながら、国家免除の存在についての抗弁が主張されたが、しかし認められず確定的に排除されたならば、この判決の既判力は当該外国国家が国際裁判権の不存在を理由とする判決の無効（ギリシャ民訴法313条2項）を援用することを妨げる。さらにこの外国国家は免除を理由にして自己に対して実施されている強制執行の不適法を主張することができない⁽²¹⁾、なぜなら免除の不存在はすでに確定力をもって判断されているからである。

3 破毀院大法廷の2002年36号判決および37号判決は、アテネのゲーテ・イ

(19) Urteile 36 und 37/2002 a. a. O.

(20) *Rosenberg — Gaul — Schilken*, a.a.O. S. 388.

(21) *Rosenberg — Gaul — Schilken*, a. a. O. Vgl. auch *Rosenberg — Schwab — Gottwald*, 15. Aufl. 1993 § 19 II 1 Fn. 11 S. 91.

ンスティチュートとドイツ考古学研究所の校舎の差押えについて、これらの建物がギリシャ民法966条によりドイツ連邦共和国の公共財産に属すること、およびこの規定に基づいて、公の、地域のまたは宗教目的に指定されている財産は譲渡不可能かつ差押え不可能であって（ギリシャ民法1022条）、その際には内国の公権力保持者と外国の公権力保持者で区別されないこと、という理由からその差押えの取消しを確定することで十分と見なすことができるし、またそうすべきであると思われる。

破毀院大法廷は前述の判決理由を述べる中で、債権者の公正手続（ギリシャ憲法20条6項、ヨーロッパ人権条約6条1項、1966年国連人権規約2項3号および14号）および私有財産の無条件の享受を求める基本的権利の範囲を明確化しかつ考量することによって、外国国家に対する強制執行の大臣許可に関するギリシャ民法923条の適用範囲を限界付ける格好の機会を逃した。

4 最終的に、本事件はヨーロッパ人権裁判所に係属することになった。ヨーロッパ人権裁判所はまず破毀院大法廷の二つの判決に依拠して、外国国家に対する確定判決の強制執行を司法大臣の事前許可にかからしめることがヨーロッパ人権条約6条1項に違反するという主張を退けた⁽²²⁾。それ以上に、ヨーロッパ人権裁判所は、全員一致で、主権的行為を理由とする国家免除が個人の尊厳に対する違法行為の場合にも認められる、という立場を示した。もっともこの立場は、少し先立つ連合王国対 Al-Adsani 事件⁽²³⁾においては全員一致ではなく、ほんの一票差の多数票によって主張されていたものである。ここでは、なぜヨーロッパ人権裁判所の裁判官はほんのわずかに過半数を超える多数票によってしかこの立場に与ることができなかったのかという問題は明かではない。ヨーロッパ人権裁判所の裁判官たちは、Al-Adsani 事件において次のように強調して少数意見への所見を表明していたにもかかわらず、そうなのである。すなわち、「なんと遺憾なことか。本件において6条1項違反があったかどうかを裁定する任務を負った裁判所には、あらゆる不当行為に対する明

(22) Urteil vom 12. Dezember 2002 in dem Fall Kalogeropoulos u. a. gegen Griechenland und Deutschland, Dike 34 [2003] 291 ff mit zustim. Anm. von K. Beys [ギリシャ語].

(23) Nr. 35763/97 EGMR 2001 — XI und Dike International 33 [2002] 792 ff [in hellenischer und englischer Sprache] mit ablehn. Anm. von K. Beys [ギリシャ語].

確かかつ実効的な糾弾宣告を発令する最善の機会があったのだ。」と。

V

ギリシャ民訴法923条の憂うべき特徴は、もっぱら取引行為に基づく請求権の満足が問題になっている場合でも、また給付を義務づけられている外国国家の私的財産に対する強制執行が問題になっている場合でも、ギリシャの領土内での外国国家に対する強制執行はすべて司法大臣の裁量にかかっている、その許可が拒絶される場合には債権者の損失補償請求権がはじめから全く否定されている、という点にある。

ヨーロッパの法治国家体制並びに人権の尊重と保護の領域における急進的な法発展にもかかわらず、ヨーロッパ評議会およびヨーロッパ連合の領域内において対等の権限を有するヨーロッパ諸国との間の外交関係を危殆化させるという懸念は、依然としていまでも個人の効果的権利保護を実現させるための障害になっている。つまり、このような態様によって、個人の効果的権利保護は、説得力ある裁判上の理由付けによることができない国家権力の手握られているのである。

私が、正義にかなった、よりよい論拠が、あらゆる反論を凌駕して、次第に時間の経過の中で支持されるという希望と確固たる信念を私がつことができるのは、私が学んだ50年代のドイツ留学経験と、また感謝の念をもって本稿が捧げられている本被献呈者ペーター・シュロッサーのような本物のドイツの同僚の理論のおかげである。

(安達栄司 訳)

[原題：“Die Zwangsvollstreckung gegen einen ausländischen Staat im hel-lenischen Recht”, in: Festschrift für Pefer Schlosser, 2005]